

愛媛県給与等支給明細書広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が発行する「給与等支給明細書」及び「給与等（期末・勤勉手当）支給明細書」（以下「給与明細書」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 給与明細書に広告を掲載できる者及び掲載できる広告等の内容等については、要綱第4条の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告主の責務)

第4条 広告主は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを愛媛県に対して保証するものとする。
- 4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告内容等の修正)

第5条 会計課長は、広告の内容等が各種法令またはこの要領等に違反しているか、あるいはおそれがある、または誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は会計課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月17日から施行する。